

飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 熊本県では、国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に従い、感染防止対策に努めるとともに、県民、飲食店、行政の三者が一緒になって取り組む「安心して会食・飲食できる環境づくり」のため、以下のとおり定める。

(基準)

第2条 知事は、本制度の対象となる飲食店において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）について、別にこれを定める。

(対象)

第3条 本制度の対象は、熊本県内（認証基準を満たす制度について別途導入した市町村の区域を除く。）に存する、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可又は改正後の食品衛生法の第55条第1項に規定する許可を受けた飲食店のうち、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 申請者等（法人にあってはその代表者、役員及び使用人その他従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (2) 提供したものがその場で飲食できない施設である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に認める場合

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする飲食店（以下「申請店」という。）は、別に定める申請書（別紙様式第1号）により、書面又は電磁的方法により知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 知事は、申請店の申請内容について、現地確認等により審査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査により申請店が認証基準に適合していると認めるときは、その旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、申請店に対し認証した旨をあらわすもの（以下「認証ステッカー」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、申請店が認証基準に適合しないと認めるときは、申請店に対し、適合するよう適宜指導等に努める。

(認証ステッカーの掲示等)

第6条 前条第2項の規定により知事の認証を受けた飲食店（以下「認証店」という。）は、利用者が見やすい場所に認証ステッカーを掲示するとともに、その広告物等において「熊本県感染防止対策認証店」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証店は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(変更届出)

第7条 認証店は、その店名のほか認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく書面又

は電磁的方法により、知事に届け出るものとする（別紙様式第2号）。

（店舗確認等）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、事前の通告なく認証店を訪問のうえ、認証基準の適合状況を確認することができる。

（認証店の責務）

第9条 認証店は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）認証基準に基づく感染防止対策を誠実に実施すること。
- （2）認証ステッカーを適正に維持管理すること。
- （3）前条の確認に協力すること。

（認証の辞退）

第10条 認証店は、認証基準に適合しなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面又は電磁的方法により、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした認証店は、遅滞なく認証ステッカーの利用及び「熊本県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

（認証の取消し）

第11条 知事は、認証店が認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、その認証店（以下「取消店」という。）に対して改善を要請し、若しくは認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、取消店に対し、その旨を通知するものとする。

3 取消店は、直ちに認証ステッカーの利用及び「熊本県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

（患者発生に係る情報の提供）

第12条 認証店の従業員又は利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合（以下「陽性者発生時」という。）は、知事は、管轄する保健所長から店名等の情報提供を受けることができる。

（認証の効力の一時停止）

第13条 陽性者発生時、知事は、認証店における認証の効力を一時停止し、その旨を認証店に通知するものとする。この場合において認証店は、直ちに認証ステッカーの使用及び「熊本県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

（不遵守の場合の取消し）

第14条 前条の発生原因が、認証店によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該認証店に通知するものとする。

2 前項により取り消された認証店は、直ちに、認証ステッカーの使用及び「熊本県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

（認証の効力の回復）

第15条 第13条の発生原因が前条第1項の場合でないことが明らかであり、かつその認証店に起因する感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）した場合は、認証店は、認証ステッカーの使用及び「熊本県感染防止対策認証店」の名称の使用を再開することができる。

第4章 まん延の防止に関する措置等との関係

(効力の一時停止)

第16条 第2章の規定にかかわらず、熊本県内における新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案して、知事が新たな認証を行うこと、若しくは認証の効力を維持することが適当でないとき、第4条の申請の受付を停止し、並びに既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(認証の取消し)

第17条 知事は、認証店が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請に応じない場合等は、認証店に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができる。

第5章 雑則

(免責)

第18条 知事は、飲食店が認証を受けられなかったこと、認証店が認証を取り消されたこと、若しくは認証店において陽性者が発生したことにより、認証店の利用者に生じた損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(制度の廃止)

第19条 知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況の終息等を勘案し、事前に周知のうえ、この制度を廃止することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。